

令和4年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会（第2日）

1. 出席議員（10名）

1番	白水祥太郎	2番	迫賢二
3番	真鍋昭洋	4番	田中夏代子
5番	川崎英彦	6番	野口明美
7番	吉永直子	8番	壽福正勝
9番	金堂清之	10番	上野彰

2. 欠席議員（なし）

3. 説明のために出席した者の職氏名（5名）

局長	安藤敏洋	総務課長	村田直人
浄水課長	光野吉成	施設課長	藤野哲
料金課長	中島勝巳		

4. 出席した事務局職員の職氏名（3名）

事務局長	山川誠治	書記	深江孝允
書記	古賀大裕		

5. 議事日程第2号

日程第1 一般質問

日程第2 議案第4号から議案第8号に対する質疑、討論、採決

6. 会議に付した事件名

議案第4号 春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第5号 春日那珂川水道企業団手数料条例の一部を改正する条例の制定について

議案第6号 令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について

議案第7号 令和3年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について

議案第8号 令和3年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について

開会 14時00分

○金堂議長 定例会に先立ちまして、次回の定例会の日程を配付させていただいております。

定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第2号により議事を進めてまいります。

日程第1、一般質問を行います。

本定例会に1名の方から質問通告が提出されております。

早速、質問をお受けいたします。

7番吉永直子議員。

○吉永議員 7番、那珂川市選出の吉永直子です。2、4、5-T剤埋設問題について及び水道料金の引下げについて2項目の質問を行います。

1項目め、2、4、5-Tの埋設問題についてです。

昭和46年、国は人体に危険を生じさせる2、4、5-T剤を使用中止にし、現存する薬剤をセメントで固め、地中に埋めるよう指示を出しました。全国46か所で埋設され、そのうちの 하나가春日市・那珂川市の水道水源である五ヶ山ダムのすぐ近くにあります。2、4、5-T剤は猛毒のダイオキシンを含む化学物質で、ベトナム戦争で米軍が散布した枯れ葉剤の成分です。体内での残留性が高く、がんや生殖機能障害などが異常頻度で発症します。このような猛毒が水源の近くにあり、漏れ出しでもすれば大変な問題です。こういったことから、春日那珂川水道企業団においても長年にわたり埋設物の移設や無害化処理を国に求めてきました。今年2月、ついに衆議院予算分科会で日本共産党田村貴昭衆議院議員の質問に対し、林野庁長官が全国46か所全ての埋設除草剤の撤去を念頭に取り組んでいくと明言しました。そして、その直後、本企业団の水資源対策特別委員会の中で、私の動きを後押しする意味でも撤去に至るスケジュールの把握や現地調査などあれば立ち合いもするなど積極的な姿勢で臨むよう申し上げておりました。

そこで、現在までの国の取組状況と今後のスケジュールについてお尋ねをいたします。

○金堂議長 光野浄水課長。

○光野浄水課長 浄水課長の光野でございます。

ただいまの御質問についてお答えさせていただきます。

林野庁は、令和3年度に佐賀県、熊本県、岐阜県、高知県の国有林にある埋設箇所4か所をモデル地区として埋設除草剤を安全に掘削処理する方法の調査を行い、安全に実施できることを確認したとのことです。

今年度は佐賀県、熊本県、岐阜県内の埋設箇所において埋設物や周辺土壌から試料を採

取し、その分析結果を基に掘削対象範囲の確定と処理方法や処理先を決める作業に取り組んでいるとのこと。

今年度の結果は令和5年3月までに報告を受け、それを基に検討し、来年度以降に実施する予定で、今年度は水質調査も実施すると報告を受けております。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 私のほうでも国のスケジュール資料を入手しまして、事前に当局にもお渡しをしておりましたが、既に埋設物を採取し、成分の分析が行われているようでした。

そこで、現地での立会いはされたのでしょうか。お尋ねします。

○金堂議長 光野浄水課長。

○光野浄水課長 現地での立会いについてでございますが、試料の採取は囲いをして行うため、安全性の問題から現地での立会いは遠慮願いたいということでございました。そのため、立会いはいたしておりません。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 立合いについては全てする必要はないと思いますけども、安全確認の上でも行っておくべきではないかと思えます。せめて現地の状況は確認しておいていただきたいと思えます。

では、続けて2点伺います。

1つは、埋設物の分析結果についてお答えください。

それから、埋設物についてはボーリングで採取されているわけですが、その際にできる削孔箇所についてはシートなどで養生し、雨水の浸入を抑制するとされてきました。これまで、掘削するのも危険が伴うとされてきたわけですが、素人目には安易な対策に思えないわけですね。安全性についての説明を求めます。

○金堂議長 光野浄水課長。

○光野浄水課長 成分分析と安全性についてですが、埋設物の成分分析はまだ結果が出ていないということでございます。

ボーリングの削孔の処理については、雨水が浸透しないよう、試料採取後は上部を被覆し、安全を確保している。吉野ヶ里の埋設箇所ではアルミ板で被覆しているため、ボーリングの際に切開した部分にコーキングを施した上でアルミ板で防ぎ、土をかぶせているということでございます。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 確認しますけども、水道事業者として安全は確保されていると判断しているという理解でよろしいでしょうか。

○金堂議長 光野浄水課長。

○光野浄水課長 お答えいたします。

ボーリングの際にアルミ板を切開した部分については、コーキングを施した上で別のアルミ板で塞ぎ、雨水が浸透しないようにした上で土をかぶせているということでございます。このため、安全であると認識しております。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 では、質問を続けますが、国のスケジュールでは今年度中に掘削処理の対象範囲を決定し、令和5年度以降に撤去し、処理を完了していくこととなっております。その過程で心配な点について2点伺っておきたいと思います。

掘削した土壌や埋設物は破砕してドラム缶に収納し、仮置場で保管するということになっておりますけども、破砕時の飛散防止対策と、仮置場がどこになるのかお示してください。

○金堂議長 光野浄水課長。

○光野浄水課長 御質問についてお答えいたします。

掘削対象範囲は令和4年の報告書で確認できるよう作業を進めているとのことでございます。現在、埋設物や周辺土壌の量や成分を把握する作業に取り組んでいるところであり、現時点では掘削処理にどのくらいの期間を要するかまだ定まっておらず、令和5年度中に掘削処理を完了できるか不明とのことでございます。

有害物質が環境中に飛散することがないように、埋設物や周辺土壌の掘削や破砕は現地に設置する仮設テント内で実施、埋設物や周辺土壌を封入したドラム缶は仮設テントの傍らに仮置きするというのを聞いております。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 安全対策は施されているとは思いますが、テントがどのようなテントかわかりませんし、テント内で破砕、そして仮設テントそばにドラム缶に詰めて保管、このことが安全だと言える説明を求めます。

○金堂議長 光野浄水課長。

○光野浄水課長 御質問についてお答えいたします。

仮設テントの仕様及び処分までの詳細は掘削等対象範囲が確定した後に決まるため、今の段階では分かっていないそうですが、安全には十分考慮して施工するというごさいます。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 現段階では詳細が決まっていないということですので、引き続きの確認をお願いをしておきます。

1項目めの最後の質問になりますが、今後、企業団の任務としてこの問題についてどのような対応が必要だと考えていますでしょうか。企業長にお尋ねをいたします。

○金堂議長 武末企業長。

○武末企業長 お答えをいたします。

埋設物の撤去が完了するまでは、福岡市、福岡地区水道企業団、那珂川市とともに掘削処理の安全かつ速やかな実施及び定期的な周辺の土壌及び水質検査の実施を要望していきたく、このように考えております。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 地方行政が常に目をみはっているという姿勢を国に見せることが大切なことの一つと考えます。市民に安全な水を提供する者として当然の役目でもあります。現地に足を運び、状況を把握し、要望活動の継続と併せて作業状況の情報共有にも努めていただくことを申し上げておきます。一刻も早く安全に撤去されることを願い、次の質問、2項目めに移ります。

2項目め、水道料金についてです。

質問の初めに、まず伺います。

地方公営企業の目的、そしてその在り方についての認識をお尋ねします。

○金堂議長 村田総務課長。

○村田総務課長 総務課長の村田でございます。

吉永議員から御質問いただきました地方公営企業の目的とその在り方についてお答えいたします。

地方公営企業法の基本原則にもありますとおり、地方公営企業の本来の目的は公共の福祉を増進することにあります。また、常に企業の経済性を発揮し、能率的、合理的な業務運営を行い、最少の経費で最良のサービスを提供することが住民福祉の向上に役立つものであると考えております。さらに、地方公営企業の経営に要する費用は経営に伴う収入を

もって充てる独立採算制が原則とされることから、将来にわたり健全経営に努め、安全・安心な水を安定的に供給するためには更なる経営基盤の強化を図る必要があると考えております。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 地方公営企業の経営目的は効率性や経済性も求められますが、全てが利益の追求にあるのではなく公共の福祉の増進であることを忘れてはなりません。いかにして幾らかの経常利益があったかということよりも、むしろいかにして公共の福祉の増進に努めたかということを中心として、提供するサービスがどうであったかという点が重要であるわけです。このことを踏まえた上でお尋ねしたいのですが、過去5年分の純利益をお答えください。

○金堂議長 村田総務課長。

○村田総務課長 御質問いただきました過去5年分の純利益についてお答えいたします。

平成29年度、5,156万4,270円。平成30年度、2億2,928万8,258円。令和元年度、3億5,959万2,706円。令和2年度、3億9,673万7,948円。令和3年度、3億6,533万5,916円となっております。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 コロナ禍であった令和2年度、3年度は、外出自粛の影響もあり各家庭の給水収益が増加し、3億、4億と純利益を出しています。ちょうど1年前の定例会での質疑で、限定的にでも水道料金の引下げは検討しなかったのか尋ねた際、このように答弁されました。水道料金の減額等を行った場合、本来回収すべき料金原価総額が回収できず、将来の建設改良費などを抑制せざるを得ない。水道経営の負の影響が懸念されるため、料金値下げを実施しなかった。

そこで、この本来回収すべき料金原価総額について、金額も含めた詳細について説明を求めます。

○金堂議長 村田総務課長。

○村田総務課長 御質問いただきました本来回収すべき料金原価総額についてお答えいたします。

水道料金の算定に当たっては、日本水道協会が策定している水道料金算定要領を参考にすることになります。算定要領では、基本原則として水道料金は合理的な給水需要予測とこれに対応する施設計画を前提とし、適正な営業費用に必要な資本費用を加えて算定しな

ければならないとあります。これは総括原価という考え方で、議員お尋ねの本来回収すべき料金原価総額となります。料金算定要領に基づく総括原価は、算式を申し上げますが、営業費用プラス支払利息プラス資産維持費マイナス営業収益の額から給水収益を控除した額で算定をいたします。営業費用とは収益的支出の営業費用の部分、支払利息とは企業債の利息、資産維持費とは施設の維持などのために施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還などに充当されるべき額をいい、資産維持費の算定に当たっては維持すべき資産に適正な率を乗じて算出することとなっております。水道料金算定要領では、3%を標準とするとあります。今申し上げました算定方法に令和3年度の決算値を当てはめると、総括原価は合計で30億8,000万円余となり、給水収益23億6,000万円余と比較しますと7億2,000万円が不足していることとなります。ただし、本来の総括原価は事業計画や経済情勢などを十分に考慮し、複数年で算定するものでありますので、あくまで概算ということで説明のほうをさせていただきました。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 それでは、水道料金引下げについて、聞き方を変えますが、どのような条件がそろえば料金引下げが可能となるのでしょうか、お答えください。

○金堂議長 村田総務課長。

○村田総務課長 どのような条件がそろえば料金引下げが可能かという御質問にお答えいたします。

先ほどの総括原価の説明で申し上げましたとおり、施設の建設や改良などの費用は水道料金をもって賄う必要がございます。災害に強い施設を目指し、安心・安全な水を安定的に供給するためには、計画的に施設の更新を進める必要があります。総括原価での料金算定が原則である以上、料金の引下げは難しいと考えております。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 今の説明によれば、純利益として上がる限界まで計上できたとしても赤字解消はできないということになり、料金の値下げができる余地はないということになってしまいます。

水道料金の算定ですが、総括原価方式と資金収支方式とがあるわけですが、当局が採用する総括原価方式は、将来の更新需要に備えた資金確保のための資産維持費が加味されるため、原価総額は非常に高額となってしまいます。ですから、幾ら純利益が出ていても、先ほど答弁があったように7億円以上も不足が出るということになってしまうわけです。

この総括原価方式については、命に関わる水についての料金がそのように決められる仕組みでよいのか、なくてはならない水を提供する事業として、また住民福祉の視点から見ても、料金算定の方法として非常に疑問を感じざるを得ません。総括原価方式が住民負担を算定する方式として適正な方式であるかについては検証を求めておきたいと思います。

その上で、繰り返しますが、コロナ禍となった令和2年度、3年度は各家庭の家事用給水収益が大幅に増加しているわけで、市民の負担増により収益増となっています。コロナがなければなかった収益です。今、市民の家計は、御存じのとおり物価高で大変厳しい状況が続いています。初めに申し上げましたが、いかにして公共の福祉の増進に努めたか、提供するサービスがどうであったか、地方公営企業の目的に立ち返れば、市民が苦しい状況である今、これまで以上の市民負担から生まれた収益については還元するという検討はするべきではないでしょうか。時限的な還元策を検討することを求めますが、最後に企業長に見解を求めます。

○金堂議長 武末企業長。

○武末企業長 お答えいたします。

水道事業体の使命は、住民の皆様に安心・安全な水を安定的に供給することにあります。その使命を果たすためには、施設の更新を計画的に進めることが非常に重要であるという認識を持っております。時限的な還元策を実施したことで施設の更新を先送りし、管路事故等による断水の発生確率が高くなるという考え方もございます。したがって、結果として住民の皆様に御不便をおかけすることになりますので、時限的な還元策というものは難しいという判断をいたしております。

以上でございます。

○金堂議長 7番吉永直子議員。

○吉永議員 水道施設の更新費用と水道料金負担の関係がどうであるかについては、私自身、もう少し検証が必要だと感じております。いずれにしても、命の水を生み出す水道事業に国がもっと財政支援をするべきだということは否めません。ぜひ、国に対しても声を上げていただくことを求めますと同時に、市民の暮らしの状況を注視することを怠らず、命の水を預かる企業団として常に何ができるのか考え、住民福祉の向上に努めていただくことを求めることに留め、私の一般質問を終わります。

○金堂議長 これで7番吉永直子議員の一般質問は終わりました。

これで一般質問を終了いたします。

日程第2、これより質疑に入ります。

議案第4号から議案第8号を一括議題とし、議案第8号令和3年度春日那珂川水道企業

団水道事業会計の決算について1名の方から質疑の通告がありますので、質疑をお受けいたします。

7番吉永直子議員。

○吉永議員 7番、那珂川市選出の吉永直子です。議案第8号令和3年度決算について質疑を行います。

給水収益ですが、家事用と家事用以外のそれぞれ令和元年度、令和2年度、令和3年度の決算についてお尋ねをいたします。

○金堂議長 中島料金課長。

○中島料金課長 料金課長の中島でございます。

吉永議員御質問の給水収益について、家事用と家事以外の用、それぞれ令和元年度、令和2年度、令和3年度の決算額についてお答えいたします。

まず、令和元年度ですが、給水収益約25億1,009万1,000円。うち家事用が19億3,274万7,000円、家事以外の用5億7,734万4,000円となっております。

次に、令和2年度ですが、給水収益約26億1,130万6,000円。うち家事用20億8,179万7,000円、家事以外の用5億2,950万9,000円となっております。

最後に、令和3年度ですが、給水収益約25億9,695万円。うち家事用20億5,135万8,000円、家事以外の用5億4,559万2,000円となっております。

なお、ただいま回答させていただいた金額は消費税込みとなっております。令和元年10月から消費税率が8%から10%へと変更となっており、当企業団では令和元年度5期、12月・1月検針分から消費税10%を適用しているところでございます。

以上でございます。

○金堂議長 よろしいですか。

(吉永議員「はい」と呼ぶ)

これで7番吉永直子議員の質疑は終わりました。

ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金堂議長 質疑なしと認めます。

これで議案第4号から議案第8号に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

議案第4号から議案第8号を一括議題といたします。

討論はありませんか。

7番吉永直子議員。

○吉永議員 7番吉永直子です。議案第7号、議案第8号について、反対の立場から討論を行います。

議案第7号は令和3年度の未処分利益剰余金の処分についてになります。令和3年度の未処分利益剰余金の総額は30億5,528万7,327円となり、その一部、2億円を建設改良に積み立てるとのことですが、それでも内部留保資金総額は34億1,998万1,411円にもなるところです。毎年度申し上げておりますが、過大な未処分利益剰余金であり、処分方法としては住民への還元について検討すべきです。

次に、議案第8号令和3年度水道事業会計の決算についてですが、令和3年度、当年度の純利益が3億6,533万5,916円であり、中でも家事用の給水収益が20億5,135万8,000円と、前年と同様にコロナ禍の影響で収益が伸びています。コロナの影響がなかった令和元年度と比較すると、令和2年度は約1億5,000万円の収益増、令和3年度は1億2,000万円の収益増となっており、これほど市民負担が増えているということです。昨年も申し上げましたが、コロナの影響で多くの市民の収入が減り、国や地方行政も様々な支援を検討せざるを得なかったわけで、全国では水道料金の引下げや免除に踏み切るところも出ています。令和3年度は物価の高騰も始まり、更に市民の生活を苦しめています。生活苦を強いられる市民が多数いる時だからこそ、過大な内部留保資金を市民に還元するべきです。

本日の一般質問でも申し上げましたが、地方公営企業の経営目的は、いかにして公共の福祉の増進に努めたかということを中心に置き、提供するサービスがどうであったかという点が重要なわけです。住民の生活実態を常に把握し、料金負担が適正であるか、負担を軽減する策はないのか考え、住民の暮らしを守る責務について検証していただきたい。

令和3年度決算について、過大な内部留保資金がありながら住民の生活実態に寄り添った施策が行われていないことから、反対といたします。

○金堂議長 これで7番吉永直子議員の討論は終わりました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○金堂議長 討論なしと認めます。

これで議案第4号から議案第8号に対する討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第4号春日那珂川水道企業団職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○金堂議長 全員賛成であります。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第5号春日那珂川水道企業団手数料条例の一部を改正する条例の制定について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○金堂議長 賛成多数であります。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号令和4年度春日那珂川水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○金堂議長 全員賛成であります。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号令和3年度春日那珂川水道企業団水道事業会計未処分利益剰余金の処分について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○金堂議長 賛成多数であります。よって、第7号議案は原案のとおり可決されました。

議案第8号令和3年度春日那珂川水道企業団水道事業会計の決算について賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○金堂議長 賛成多数であります。よって、第8号議案は認定することに決定いたしました。

以上で今次定例会の日程は全て終了いたしました。

これにて令和4年第2回春日那珂川水道企業団議会定例会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉会 14時36分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和4年10月28日

春日那珂川水道企業団議会議長 金 堂 清 之

3 番 真 鍋 昭 洋

4 番 田 中 夏代子